

香川県ミニバスケットボール連盟

児童の所属・移籍およびチームの合併・分割 取扱規程

第1条 (目 的)

本規程を定めることにより、「日本ミニバスケットボール連盟加盟規定についての方針」に則した運営を徹底し、香川県におけるミニバスケットボールチームの在り方を、より適正 且つ 健全な方向へと導くことを目的とする。

第2条 (加盟義務)

児童のチームへの所属については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 児童が在籍する小学校に、その小学校を所在地とするチームがある場合、児童はそのチームに所属するものとする。
 - (2) 児童が在籍する小学校に、その小学校を所在地とするチームがない場合、近郊のチームを選択し所属できるものとする。
2. 香川大学教育学部附属高松小学校・坂出小学校の児童については、以下のとおり取り扱うものとする。
- (1) 児童が在籍する小学校に、その小学校を所在地とするチームがある場合、児童はそのチームに所属するものとする。
 - (2) 児童が在籍する小学校に、その小学校を所在地とするチームがない場合は、前項第2号の規定を準用するものとする。
3. 香川県外の小学校に在籍する児童のチームへの所属は、一切認めないものとする。
4. 「チーム所在地」は、県ミニ連盟に登録された、チーム構成上の主たる小学校の所在地とする。
5. 第1項第1号、第2号および第2項に関しては、平成25年1月1日の本規程改定日における既所属児童に限り、各々の規定に拘らず、猶予措置として小学校卒業まで現所属チームでの所属継続を認める。
6. 第1項および第2項の規定に関し、以下の条件を満たす場合には、理事会の承認をもって例外を認めることがある。
- (1) 当該チームの代表者から県ミニ連盟に対し、その審議請求があること。
 - (2) 理由が、「強化」を目的としたものではないこと。
 - (3) 理由が、社会通念上それを認めることが妥当と判断されるものであること。

第3条 (移 籍)

加盟チーム間における児童の移籍は、原則として認めない。

2. 前項の規定に関し、以下の条件を満たす場合には、理事会の承認をもって例外を認めることがある。
- (1) 当該チームの代表者から県ミニ連盟に対し、その審議請求があること。
 - (2) 理由が、「強化」を目的としたものではないこと。
 - (3) 理由が、社会通念上それを認めることが妥当と判断されるものであること。
 - (4) 当事者の一方に著しい不利益が生じるものでないこと。

3. 前項により移籍が認められた場合、その移籍先は前条第1項・第2項の規定に準じるとともに、移籍先チームおよび移籍児童を以下のいずれかのとおりに取り扱うものとする。
 - (1) チームおよび児童に対し、何ら制約を科すことなく大会・交歓ゲーム等への参加を認める。
 - (2) チームの選択により、以下のいずれかの制約を科す。
 - ① 移籍日から1年間、児童の大会・交歓ゲーム等への参加を認めない。
 - ② 児童については、制約期間を設けることなく大会・交歓ゲーム等への参加を認めるが、チームは移籍日から1年間オープン参加とする。
4. 競技者登録を抹消し1年を経過した児童については、第1項から第3項の規定を適用しない。
5. 所属チームが解散（チーム登録抹消）した児童の受け入れについては、その児童を受け入れようとするチームからの請求に基づき、理事会において審議の上、その取り扱いを決定する。
6. 第1項から第3項までの規定に拘らず、「転校」の場合には、以下のとおりに取り扱うものとする。
 - (1) 当該児童は、「現所属チームに残る」または「移籍する」のいずれかを選択できるものとする。
 - (2) 「移籍」を選択した場合には、前条第1項・第2項の規定に準じるものとする。

第4条 (合併)

加盟チーム同士の合併は、原則として認めない。

2. 前項の規定に関し、以下の条件を満たす場合には、理事会の承認をもって例外を認めることがある。
 - (1) 当該チームの代表者から県ミニ連盟に対し、その審議請求があること。
 - (2) 理由が、「強化」のためではなく、「チーム存続」・「普及」を目的にしたものであること。
 - (3) 理由が、社会通念上それを認めることが妥当と判断されるものであること。
 - (4) 当事者の一方に著しい不利益が生じるものでないこと。

第5条 (分割)

当該チームが2校以上で構成され、かつ児童が多数在籍し、チームを分割することが可能である場合、これを推奨するものとする。

第6条 (処 罰)

本規程に違反するチーム・個人に対しては、理事会の決議をもって処罰することがある。
なお、処罰の内容については、理事会で審議し決定するものとする。

第7条 (疑義・紛争の解決および本規程に定めのない事項)

疑義・紛争が生じた場合、或いは本規程に定めのない事項については、理事会で審議し、決定・解決を図るものとする。

附 則 本規程は、平成 2 0 年 1 月 1 日より施行する。

平成 2 0 年 4 月 1 9 日 改定

平成 2 2 年 3 月 1 日 改定

平成 2 5 年 1 月 1 日 改定

平成 2 5 年 8 月 1 日 改定

平成 3 0 年 4 月 1 日 改定